神奈川歯科大学が掲げる建学の精神・教育理念・目的及び使命を実現するために定められた教育目標を達成するための内部質保証に関する基本的方針について以下の通り定める。

## 1. 基本的な考え方

本学の建学の精神の実現に向けて、学校教育法第 109 条の定めるところにより、教育及び研究、組織構成及び運営、施設・設備等の状況について、自ら点検及び評価を行い、教育の充実と学修成果の向上をはかるとともに、その結果を公表することにより社会に対する説明責任を果たすこととする。

### 2. 全学的内部質保証推進組織

神奈川歯科大学学則第2条ならびに神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第2条に基づき、学長の指揮の下に全学的内部質保証推進のための組織を編成する。全学的内部質保証の観点から、責任体系を(1)内部質保証・自己点検評価(2)教育研究(3)学生募集(4)組織・環境・運営・財務(5)社会連携・貢献の5つに分けて構成するものとする。それぞれの果たすべき主たる役割を以下に示し、明文化が困難な点については各組織が相互に補完し合うことで全学的内部質保証を達成することとする。

## (1) 内部質保証・自己点検評価

#### 1) 学長

教育研究活動の全般を統括し、法人の基本的運営方針や事業計画に鑑み、建学の精神・教育理念の実現に向けて、必要な全学的内部質保証推進組織を編成し、各組織の活動を推進する。

中長期計画を策定し、各部門の単年度計画を統括する。

#### 2) 内部質保証委員会

全学的な内部質保証体制整備の責を負うとともに、自己点検評価活動を評価して 改善策を提言し、PDCA サイクルの推進を監視する。

#### 3) 自己点検・評価委員会

中長期計画に基づく自己点検・評価を実施し、PDCA サイクルを推進する。また、外部評価委員会による第三者的視点からの客観的評価・意見を加味して自己点検・評価報告書を纏め、改善を要する事項については可能であれば改善方策等を加え、改善計画立案のための資料を提供する。

なお、自己点検・評価活動の実務については教学 IR 室が担当する。

## 4) 外部評価委員会

自己点検・評価委員会による内部評価に対し、第三者的視点から客観的評価・意見を行う。

## (2) 教育研究

5) 教授会·大学院教授会

学校教育法第 93 条、神奈川歯科大学歯学部教授会規程第 5 条、同大学院教授会規程第 5 条の定めに則り、教育研究に関する重要な事項等について、内部質保証推進のための意見を述べる。

# 6) 教育委員会

大学の理念・目的をもとに学部教育から博士課程教育まで一連の教育研究活動について、順序性・系統性・整合性等の視点から、適切かつ効果的な教育研究活動方針を策定するとともに、4つのポリシーの最適化をはかる。

#### 7) 教育企画部

学部教育のディプロマポリシー (DP) を達成するため、カリキュラムポリシー (CP) に基づいて学部教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施 状況について監視・評価し改善をはかる。

### 8) 病院運営委員会

ディプロマポリシー (DP) を達成するため、カリキュラムポリシー (CP) に基づいた参加型臨床実習に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。

## 9) 臨床実習連絡委員会

病院運営委員会が策定した実施計画に基づき、参加型臨床実習を実行する。

#### 10) 臨床系教授連絡会

参加型臨床実習の学修成果を評価・判定し、病院運営委員会へ答申して改善をはかる。

## 11) 大学院運営委員会

博士課程教育のディプロマポリシー (DP) を達成するため、カリキュラムポリシー (CP) に基づいて博士課程教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。また、学修支援に関する方針に則り、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための支援を行う。

## 12) 学生支援委員会

学修支援に関する方針に則り、関連部署・委員会と連携し、全ての学生が学修 や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための学修環境を整備し、 組織的な支援を行う。

#### 13) 教学部

学部教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司る。学生支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進する。

### 14) 大学院教育研究部

博士課程教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司る。教育委員会、学生生活支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進する。

## 15) 教学 IR 室

内部質保証の充実を目的に、主として教育研究に関する情報の収集・分析に努め、 教育改善計画に必要なデータを提供する。

## 16) FD·SD 委員会

教職員の資質向上、大学改善のための研修や講演会などを企画・実施・点検・評価・改善を行う。

## (3) 学生募集

## 17) 募集広報部

優れた学生を確保するため、学生募集に関する情報を分析し、効果的な学生募集 戦略を立案し、全学的な協力体制のもと学生募集戦略を実行する。

## 18) 入試委員会

学部のアドミッションポリシー(AP)に基づく学生選抜を行うため、入学試験に関する具体的実施計画を立案するとともに、入学試験を実施・評価し改善をはかる。

## 19) 大学院運営委員会

大学院のアドミッションポリシー (AP) に基づく学生選抜を行うため、入学試験 に関する具体的実施計画を立案するとともに、入学試験を実施・評価し改善をはかる。

### (4)組織・環境・運営・財務

#### 20) 理事会

法人の基本的運営方針や事業計画を示し、経営的視点から学長が定める全学的内部質保証推進組織の在り方を検証し、組織の運用に必要な財源を確保する。

#### 2 1) 評議員会

法人の示す基本的運営方針や事業計画、事業報告、経営状況等を監視・監督し、 運営基盤の強化、教育の質の向上などの観点から理事会と協働して内務質保証の推 進を支援する。

## 22) 監事

理事会、評議員会の業務執行状況を監視・監督する。

### 23) 法人運営協議会

理事会の諮問組織として法人の構成単位の長により構成し、理事会の活動を支援する。

# 24) 組織検討委員会

教職員組織の最適化をはかり、適切な教職員の人員配置を推進する。

### 25) 改革推進委員会

国内外の情勢、教育研究の状況、施設・設備の状態、人的資源の適切性、財務状況等の多角的視点から、大学の中長期的方針の在り方について検討し、必要な施策を提言する。

## (5) 社会連携・貢献

## 26) 社会連携・貢献委員会

建学の精神実現のための社会連携・社会貢献活動に関する方針に基づき、広く社会と連携し、社会に貢献するため活動を計画し、必要な事業を展開する。

附則

本方針は2018年5月1日より施行する。

本方針は2022年5月26日より一部変更施行する。

本方針は2024年3月1日より一部変更施行する。